

## 「妊婦のための支援給付」がはじまりました

子ども・子育て支援法が改正され、従来の「出産・子育て応援給付金(出産・子育て応援ギフト)」は、令和7年4月から「妊婦のための支援給付(妊婦支援給付金)」に変わりました。

妊婦支援給付金の受給には、町に申請および届出が必要です。

### ☆ 支給額

妊婦支援給付金(1回目): 妊娠の届出後に5万円

妊婦支援給付金(2回目): 胎児の数×5万円

### ☆ 対象者

町内に在住する妊婦の方



### ☆ 受給するまでの流れ

- (1) 妊娠の届出の際に、申請書を町に提出
- (2) 町が妊娠の事実を確認し、妊娠給付認定通知書を送付
- (3) 町から妊婦へ妊婦支援給付金(1回目)を支給
- (4) 出産予定日の8週間前の日から出産後に胎児の数の届出書を役場に提出
- (5) 町から妊婦へ妊婦支援給付金(2回目)を支給

### 注意事項

- 申請書を役場に提出する前に、必ず産科医療機関等を受診してください。  
(医師等による胎児心拍の確認がなければ、妊婦給付認定ができません)
- 申請書を提出する際に、市町村や医療機関等が把握した情報について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意していただく必要があります。
- 次の場合、妊婦支援給付金(1回目)は支給されません。
  - ・ 既に市町村から出産応援ギフト(妊娠の届出時に支給される給付金)を支給されている場合
  - ・ 他市町村から既に妊婦支援給付金(1回目)を支給されている場合
- 妊婦給付認定を受けた妊婦が、胎児の数の届出書を提出する前に他市町村に転出した場合は、妊婦給付認定を取り消します。妊婦支援給付金を受けるためには、転出先の市町村に申請書等を提出してください。
- 流産、死産、人工妊娠中絶をした妊婦も対象となります。ただし、妊娠の届出および申請書提出前に流産、死産、人工妊娠中絶となった場合、妊娠の事実を確認するため、産科医療機関等が発行する診断書が必要になります。
- 妊婦支援給付金を受給できるのは、妊婦のためのため、妊婦名義の口座に支給します。  
(こども名義やその他の養育者名義の口座には支給できません)

☎ お問合せ 福祉課子ども係 ☎ 68-7004(課直通)

## 児童手当に係る申請書類の提出について

令和6年度の児童手当制度改正により、児童手当の支給対象は高校生年代までですが、大学生年代の子については、受給者がその子を養育している場合に限り、多子加算(第3子加算)の対象となります。現在、4月以降も継続して多子加算適用を受けるためには、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

### ☆ 対象者 次の3つ全てに該当する方

- (1) 羽幌町から児童手当を受給しており、大学生年代を含めて3人以上の児童を養育している方
- (2) 平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた子、または令和7年3月に卒業した短大・専門学校生等(22歳の誕生日後の最初の3月31日より前に卒業)の子がいる方
- (3) 令和7年4月以降も引き続き(2)の児童を養育し生計費を負担する方  
※ 就職等で児童が独立して生計を維持している場合は対象外

### ☆ 申請に必要なもの

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書
- ・ マイナンバーがわかるもの
- ・ 大学生年代の児童への送金記録など、生計費の負担状況がわかるもの  
※ 確認書に疑義が生じた場合のみ必要

申請書は町ホームページからダウンロードできます



☎ お問合せ 福祉課子ども係 ☎ 68-7004(課直通)